

釧路市まちづくり基本構想の策定について

釧路市まちづくり基本構想とは（概要説明）

【位置づけ】

釧路市の個別計画、分野別の施策や事業の方向性を示す「**最上位の指針**」

現行の釧路市まちづくり基本構想は、
2018年度～2027年度（平成30～令和9年度）までの計画期間。

2028（令和10）年度からスタートする新たな基本構想が必要。

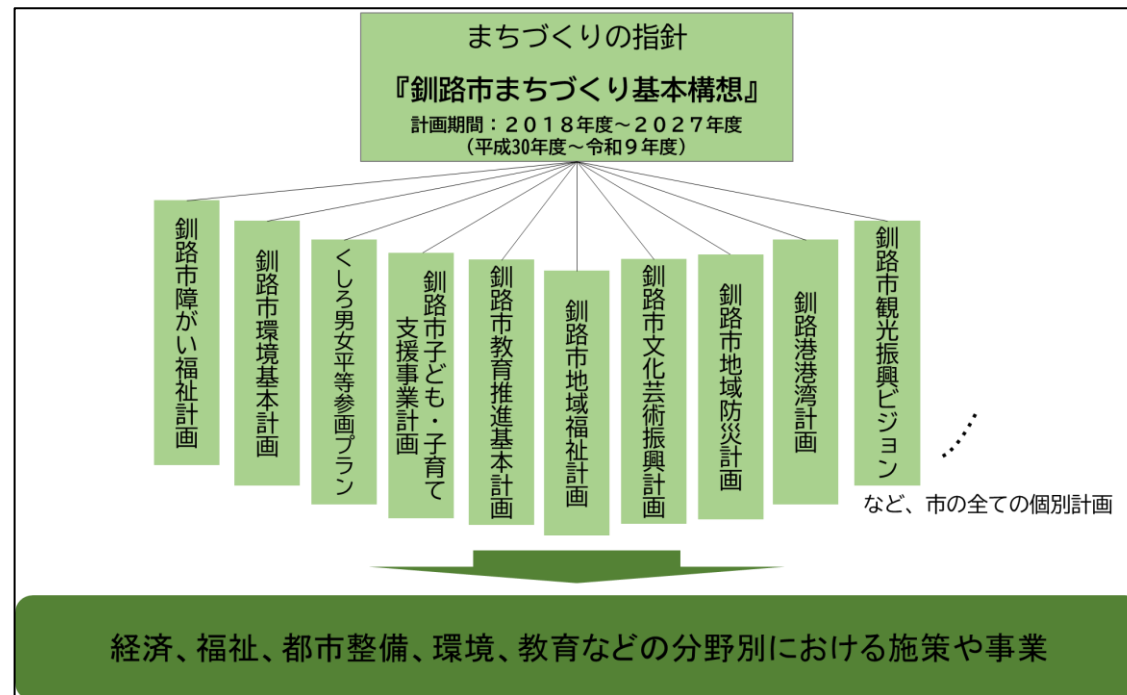
【策定根拠】

釧路市まちづくり基本条例

第2条

2 市は、**総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画**（以下「**基本構想等**」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第23条 市長は、**基本構想等**を策定するものとする。



釧路市まちづくり基本構想とは（前回の策定体制）

【市民参加の取り組み】

策定においては、市民のみなさんの意見を広く反映させるため、市民などを対象としたアンケートの実施、「釧路市まちづくり基本構想策定市民委員会」をはじめとして、釧路・阿寒・音別の3つの地域で行われる地域協議会やその他市が関わる各種会議体に出向き、意見をいただきました。

その他市民参加の機会

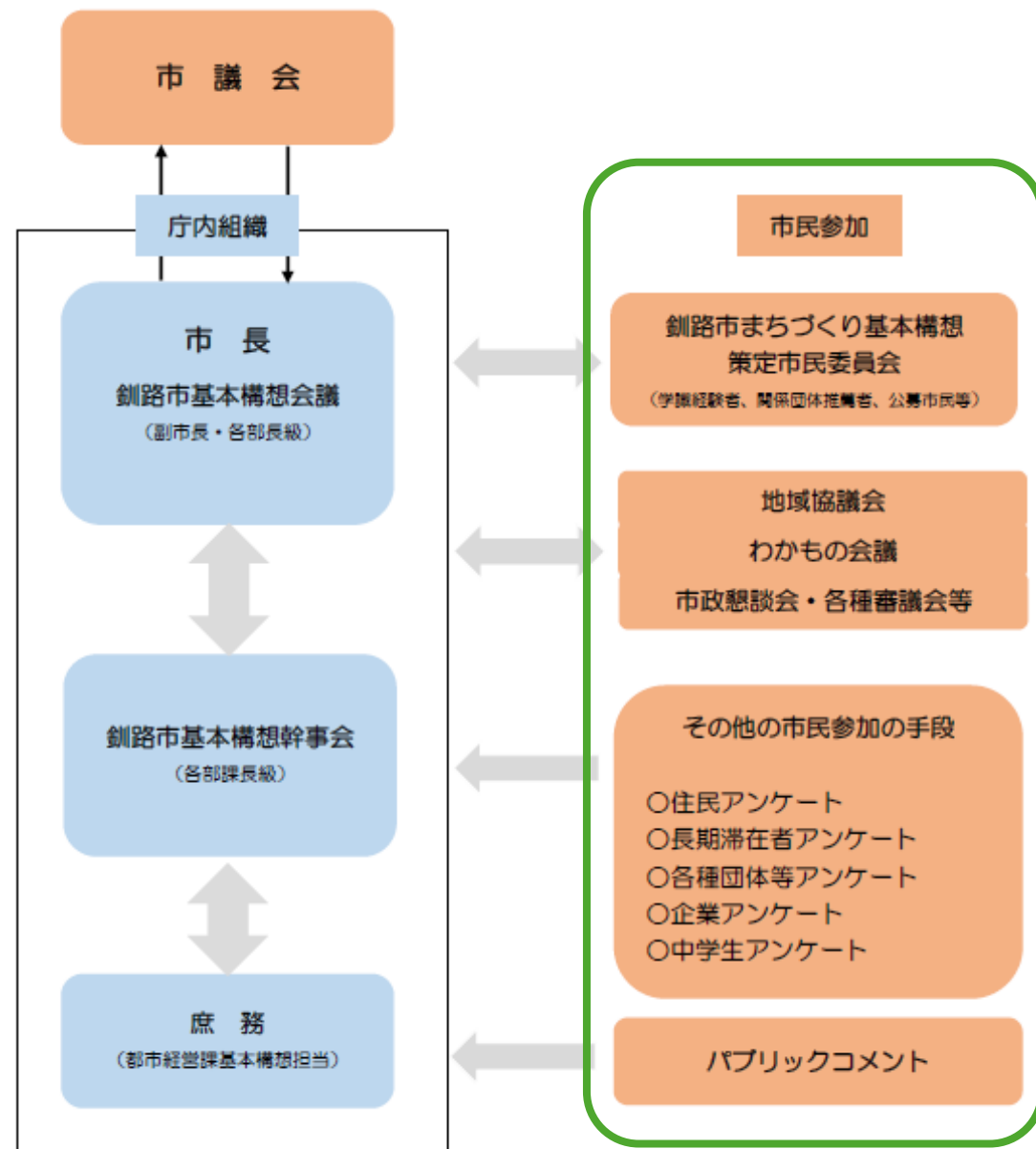
（１）審議会等での協議

- ・釧路市国民健康保険運営協議会
- ・釧路市子ども・子育て会議
- ・釧路市社会教育施設等運営審議会

など、その他複数の会議体に参加

（２）資料公開

策定の状況やアンケート報告書を市役所や図書館、各コミュニティセンターなどで随時公開。



次期基本構想策定の方向性（策定方針）

【策定にあたっての基本的な考え方】



- 市民が主体のまちづくりを実現するために制定したまちづくり基本条例に基づく初めての基本構想
- 1万人を対象とした市民アンケートに加え、各会議の参加者延べ1,000人を超える市民のみなさんからご意見いただき作成

多くの市民にご参加いただき
議決を経て策定したものを尊重し、
今後も引き継いでいく

現基本構想を継承しながら 必要な”アップデート”を行う

POINT

1

普遍的な構想

まちづくりの理念を尊重した普遍的な構想とする

POINT

2

目指すべきまちのビジョンの共有

市民のみなさんの分かりやすさを意識

POINT

3

分野横断的な計画の一体化

総合戦略などを一体化し、まちづくりの考えを束ねる

POINT

4

より実効性を重視した施策の構成

個別計画と足並みをそろえ、社会の変化に柔軟に対応

「釧路市まちづくり基本構想」策定方針（案）

令和8年 月

1 策定の目的

釧路市がこれまで進めてきた取組を基盤として、地域が一体となり、目指すべきまちの姿を共有しながら主体的にまちづくりを進めていくことを理念として制定された釧路市まちづくり基本条例のもと、新たなまちづくりの指針として平成30年3月に釧路市まちづくり基本構想を策定し、市民と行政が協働するまちづくりを進めてきました。

現釧路市まちづくり基本構想は中長期的な展望に基づき、将来に向かって進むべき方向性について、「釧路市まちづくり基本構想策定市民委員会」をはじめとした多くの市民の参画のもと2年の歳月をかけ策定した基本構想です。基本構想に掲げる理念や方針については概ね普遍的であり、住民の福祉の増進という自治体の責務を果たす上で、一定の継続性が求められます。

豊かな大自然に抱かれ、多様な文化を育み、ひがし北海道の拠点として発展してきた釧路市の魅力や価値を次へ繋ぎ、域内連関といった独自の強みを継承しつつ、激変する社会情勢や人口減少社会に対応できる、より実効性の高い行政運営の指針として、次期「釧路市まちづくり基本構想」を策定します。

2 期間

長期的なまちのビジョンを示す構想であることから、形式的な期間設定（10年等）を見直し、期間の定めを設けないこととします。

概ね2040年を見据えた理想像を掲げ、持続可能な方向性を明示します。

3 策定根拠

釧路市まちづくり基本条例第23条

抜粋

（基本構想等）

第23条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

4 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 普遍的な構想

まちづくりの根幹となる理念を尊重し、長期にわたって市政運営の方向性を示す普遍的な構想とします。

(2) 目指すべきまちのビジョンの共有

市が目指すべきまちのビジョンを市民のみなさんにとって分かりやすく表現することを意識して策定を進めます。

(3) 分野横断的な計画の一体化

目指すべきまちの実現にあたり、「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの分野横断的な計画については、一体的に策定・運用することを基本とします。

(4) より実効性を重視した施策の構成

各個別計画との整合を図りつつ、常に変化する社会情勢や人口減少社会に柔軟に対応できるような施策の構成とします。

5 他の計画等との関係性

(1) 国、北海道の計画

国の北海道総合開発計画（第9期計画・令和6年3月策定）及び国土形成計画（全国計画・令和5年7月策定）、北海道の新しい総合計画（令和6年7月策定）等との整合性を図ります。

(2) 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョンが示す人口の動向分析、将来推計や将来展望人口、総合戦略が示す人口減少社会において展開する施策等について、釧路市まちづくり基本構想と整合性を図ります。

(3) 釧路市強靱化計画

災害により致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをを持った地域社会を築くための施策等について、釧路市まちづくり基本構想との整合性を図ります。

(4) 分野別の個別計画

分野別計画と整合性のとれた内容にするとともに、分野別計画を新たに策定する場合は、市民意見の把握などにおいて連携を図り効率的な策定作業を進めます。

6 策定体制

(1) 市民参加の取組

市民のみなさんの意見を広く取り入れるため下記の取組を実施いたします。
なお、下記以外にも広く市民参加の機会を検討していきます。

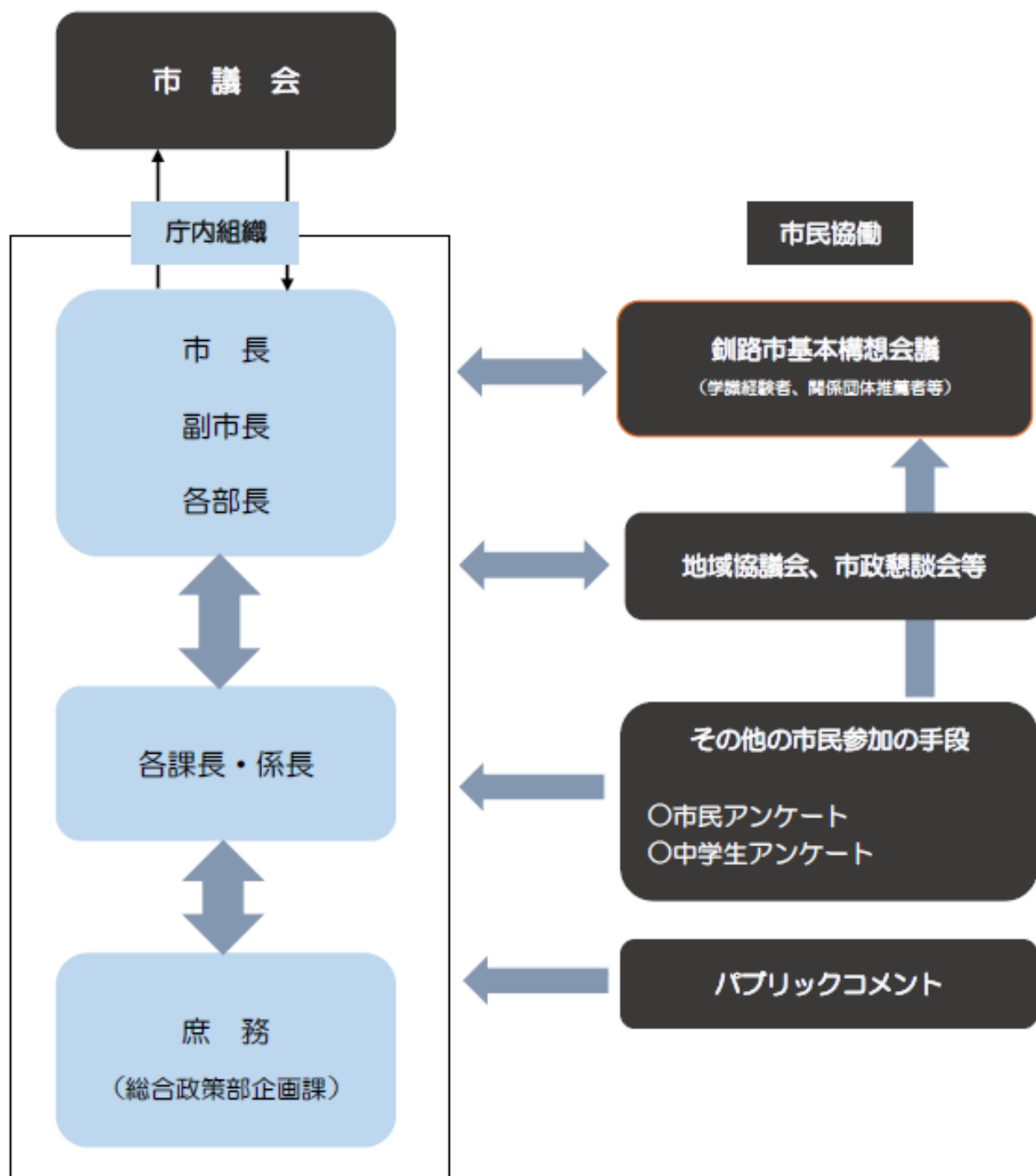
- 釧路市基本構想会議の設置
(学識経験者・関係団体推薦者等から構成)
- 地域協議会、市政懇談会等での意見とりまとめの実施
- 市民アンケート調査の実施
(市内に住所を有する満16歳以上の男女3,000人を対象)
- 中学生アンケート調査の実施
(市内各中学校の代表者51名程度)
- パブリックコメントの実施

(2) 庁内体制

市長を中心とした部長級から成る庁議において策定に関する重要事項を審議し、全庁的にその周知を図ります。

【策定体制イメージ】

【釧路市まちづくり基本構想策定体制】



7 策定スケジュール

令和8年度と令和9年度の2か年で策定いたします。

年度	令和8年度												令和9年度											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本構想			現基本構想の点検																					
						素案・原案策定													公表 パブリックコメント				● 成案化	
市民参加						会議の開催・有識者との意見交換の実施																		
			市民アンケート等実施・分析																					
			市民意見のとりまとめ (市政懇談会・地域協議会等)																公表 パブリックコメント					
市議会			6 月 定 例 会			9 月 定 例 会			12 月 定 例 会		2 月 定 例 会			6 月 定 例 会				素案 9 月 定 例 会			原案 12 月 定 例 会		成案 2 月 定 例 会	